

<発行にあたって>

「J A S M E Q」の設立趣旨である、中小食品企業を主な対象とした、食品製造管理の向上及び課題改善への取り組みの「お役に立つ」ための、定期的な情報提供と、それを通じての相互交流（J A S M Q と関連企業、企業同志）の「場づくり」を設立当初からの課題としておりました。

これまで、セミナーや機関紙、事故削減会議の開催等を行ってきましたが、このたび、これまでに加えて、かねてより要望されてきました、「食品製造における品質衛生管理についての課題及びニュース等についての通信」の定期的な作成・発行活動を加えることで、一層皆様のお役に立てればと考えています。試行を重ねながらになりますが、皆様のご意見・参加をいただきながら、充実した内容にして行きたいと考えています。

また、投稿・ご意見欄も設けてゆきますので、皆様の問題提起、ご意見ご批判、投稿を期待しています。今後「相互交流の場」として活用いただければと期待しています。

「J A S M E Q」へのより一層のご支援協力をお願いして、発行の挨拶とさせていただきます。

食品表示法の新基準について

J A S M E Q 顧問 監物今朝雄

2月24日に開催された、(一財)日本科学技術連盟、NPO食品保健科学情報交流協議会共同開催の講演会に出席してきましたので、その内容について報告させていただきます。

<講演プログラム>

- 「食品表示法と表示基準について」(森田邦雄氏)
- 「食品表示基準の概要と今後の栄養表示について」(迫和子氏)
- 「食品表示基準の課題と機能性表示について」(森田満樹氏)
- 「食品添加物表示の基本について」(佐仲登氏)
- 「関連事項(具体的事項について)」(標俊朗氏)
- 「質疑、意見交換会」(参加者、講演者)

<講演の概要とポイント(監物集約)>

I 「食品表示法と表示基準について」

●経緯と目的

- ・H23年(2011年)消費者庁「食品表示一元化検討会」設置
検討項目①食品表示の一元化に向けた法体系のあり方
 - ②消費者にとってわかりやすい表示方法のあり方
 - ③一元化された法体系化での表示項目のあり方
- ・H25年(2013年)食品表示法公布

- ・ H 2 6 年（2 0 1 4 年）食品表示基準（案）の意見募集
- ・ **H 2 7 年（2 0 1 5 年）4 月 1 日「食品表示法」施行**

●食品表示法（表示基準の上位法）の主な内容

- ・ 販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む）の用に供する食品に関する表示。
監物注：「不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡」＝景品、サンプル、試供品等の個別詳細については、Q & Aで確認の要あり。
- ・ 小規模の食品関連事業者の事業活動の及ぼす影響・・・配慮。
監物注：「栄養表示の義務化」についての、20人以下の事業者への表示省略（猶予？）等。
- ・ 農林物資の品質に関する適正な表示（監物注：農林物資も対象となる）
- ・ 表示基準が定められる内容（基準により定められる）
名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分及び熱量、原産地、その他。
- ・ 栄養表示は「栄養表示基準」による。（定められる）。

●施行期日及び猶予期間

- ・ 公布日から2年を超えない範囲。

※H 2 7 年（2 0 1 5 年）4 月 1 日「食品表示法」施行

猶予期間として、生鮮食品類は1年6か月程度。加工食品は5年程度（2021年）が考えられている。⇒詳細、個別品目については、今後のQ & A。

<経過措置期間>

経過措置期間（食品表示基準の施行＝4 / 1＝後、新基準に基づく表示への移行の猶予期間）は、加工食品及び添加物のすべての表示について5年、生鮮食品の表示については、1年6か月とする。>

II・「食品表示基準の概要と今後の栄養表示について」

●現行制度からの主な変更点

- ①加工食品と生鮮食品の区分の統一
- ②製造所固有記号の使用ルール変更
- ③アレルギー表示ルールの変更
- ④栄養成分表示の義務化
- ⑤原材料名表示等のルールの変更
- ⑥添加物表示ルールの変更
- ⑦ 表示レイアウト、その他（通知等⇒基準規定化）

●主な変更点について

① 加工食品と生鮮食品の区分の統一

- ・ J I S 法と食品衛生法の食品区分について、J I S 法の考え方により統一・整理。
- ・ 新たに加工食品に区分されたもの
「軽度の撒塩」「生干し」「湯通し」「調味料の簡単加工（ドライマンゴー等）」⇒アレルギー、製造所、所在地の表示義務化。
(刺身等の組み合わせ、盛り合わせについては、検討継続)

② 製造所固有記号の使用ルール変更

- ・製造所固有記号は2以上（1工場は固有記号×）の工場で製造する商品のみ可能。
（監物注：現行の固有記号が継続されるか、新たに取得手続きが必要かは、現状は不明）
- ・固有記号を表示する場合でも、＜情報提供を求められたときに回答する者の「連絡先」「所在地等」を表示したHPアドレス等」「全ての製造所の所在地等」のいずれかの＞表示が必要。
※ただし、業務用（業務スーパー等一般客販売するものは×）は対象から除かれる。

③ アレルギー表示ルールの変更

- ・特定加工食品及び拡大標記を廃止
※マヨネーズ⇔卵、パン⇔小麦等の省略廃止
- ・一括表示をする場合は、「全てを表示」すること。
※原材料表示で「小麦」「卵」とされていても、一括表示において「省略すること」は不可。

④ 栄養成分表示の義務化及び栄養強調表示

- ・義務＝エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量＝「ナトリウム」表示の場合「食塩相当量」を併記
- ・推奨＝飽和脂肪酸、食物繊維（今後義務追加の可能性あり）⇒日本食品標準成分表の数値掲載率が高い事等。
- ・任意＝糖類、トランス脂肪酸、コレステロール、ビタミン、ミネラル類

※当分の間（監物注：3年程度との説あり）小規模企業者＝「おおむね使用する従業員が20名以下、商業、サービスは5名以下」は栄養成分表示の省略は認める。

<栄養強調表示>

- ・「低減」「強化」については「基準値以上の絶対差」「25%以上の相対差」について表示可。
- ・ミネラル類（ナトリウム除く）、ビタミン類「含む」は、栄養素等表示基準値の10%以上の絶対差について表示可。

※「みそ」「しょう油」等のナトリウム低減についての適用（25%以上）は継続検討。

※「栄養機能食品」表示についても、変更・追加・明確化されています。

⑤ 原材料名表示等のルールの変更

- ・原材料名表示については、これまで「特例」とされていた、「パン」「食用植物油脂」「ドレッシング」「風味調味料」等についても、原材料、添加物を区分し重量順に表示する。
- ・「プレスハム」「混合プレスハム」についても、同ソーセージと同様「でんぷん含有率」の項目を立てて表示する。

⑥ 添加物表示ルールの変更

- ・「販売の用に供する（一般消費者向け）の添加物は、「内容量」「表示責任者及び住所」を新たに表示。
- ・「業務用」は、「表示責任者及び住所」を新たに表示。

⑦ 表示レイアウト、その他（通知等⇒基準規定化）

- ・「おおむね」30㎖以下の場合「名称」「保存方法」「消費・賞味期限」「表示責任者」「アレルゲン」「Lフェニルアラニン化合物（これまで内閣府令）を含む」は省略不可。
※「おおむね」が何を意味するかはQ&Aを待つことになります。
※甘味料に「アスパルテーム」を使用した場合、「甘味料（アスパルテーム）」のみの記載はできま

せん。「甘味料（アスパルテーム-L-フェニルアラニン化合物）と記載します。（フェニルアラニンが分解できない疾患を持つ人がいるため）

- ・原材料と添加物の区分は明確に表示。

<今後の課題について>

今回の通信は<概要を知っていただく>ことに主眼をおきました。

これ以外にも「機能性食品」の問題等もあります。

当然表示には「計量法」「景品表示法（優良誤認）」「製品規格・基準」等々、多岐にわたる問題がありますので、関係機関、関係団体等の情報収集が求められます。

JASMEQでも、ブレーンの皆さんの協力を得ながら、出来る限り対応をしてゆきたいと考えていますので、活用下さい。

以上。